〃	—6	〃	ＭＢＫ—Ｂ—４Ｂ型
〃	—7	〃	ＭＢＫ—Ｂ—５Ａ型
〃	—8	〃	ＭＢＫ—Ｂ—５Ｂ型
〃	—9	〃	ＭＢＫ—Ｂ—６Ａ型
〃	—10	〃	ＭＢＫ—Ｂ—６Ｂ型
〃	—11	〃	ＭＢＫ—Ｂ—７Ｂ型
〃	—12	〃	ＭＢＫ—Ｂ—８Ｂ型
〃	—13	〃	ＭＢＫ—Ｂ—９Ｂ型
〃	—14	〃	ＭＢＫ—Ｂ—10Ｂ型
〃	—15	〃	ＭＢＫ—Ｂ—11Ｂ型
〃	—16	〃	ＭＢＫ—Ｂ—12Ｂ型
〃	—17	〃	ＭＢＫ—Ｂ—13Ｂ型
4—09—H—002		ﾆｯｺｰ浄化槽	ＭＢＫ—ＮＰ—１型
〃	—1	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—２Ａ型
〃	—2	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—２Ｂ型
〃	—3	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—３Ａ型
〃	—4	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—３Ｂ型
〃	—5	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—４Ａ型
〃	—6	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—４Ｂ型
〃	—7	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—５Ａ型
〃	—8	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—５Ｂ型
〃	—9	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—６Ａ型
〃	—10	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—６Ｂ型
〃	—11	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—８Ａ型
〃	—12	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—８Ｂ型
〃	—13	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—10Ａ型
〃	—14	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—10Ｂ型
〃	—15	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—12Ａ型
〃	—16	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—12Ｂ型
〃	—17	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—14Ａ型
〃	—18	〃	ＭＢＫ—ＮＰ—14Ｂ型

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十二日　中部地方整備局長　佐藤　直良

(一) 道路の区域

(二) 道路の線名　一般国道四百七十五号

(三) 区間　敷地の幅員　延長

市三重県北勢町大字長深字八まで	四一・八〇メートル	〇・四キロメートル
山貝町大字東山二一一五番一から四日市市	二七・六〇メートル	〇・一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中国地方整備局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十二日　中国地方整備局長　藤田　武彦

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　主要地方道矢掛寄島線改築工事（岡山県浅口市寄島町字今宮地内から同市寄島町字宮後地内まで）並びにこれに伴う砂防設備、市道及び県道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県浅口市寄島町字今宮、字山根前、字砂代、字柳井町、字駒曽岡及び字宮後地内

２　使用の部分　岡山県浅口市寄島町字今宮、字山根前、字砂代、字柳井町、字駒曽岡及び字宮後地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県小田郡矢掛町地内の一般国道486号との接続点を起点とし、浅口市寄島町地内の主要地方道倉敷長浜笠岡線との接続点を終点とする延長25.4㎞の主要地方道矢掛寄島線（以下「本路線」という。）の一部として、浅口市寄島町字宮通地内から同市寄島町字寄島新開地内までの延長1,506ｍの区間を全体計画区間として整備する「主要地方道矢掛寄島線改築工事並びにこれに伴う砂防設備、市道及び県道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、完成供用している箇所及び既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「主要地方道矢掛寄島線改築工事」（以下「本体工事」という。）及び本体工事の施行に伴う県道の付替工事については、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する工事であり、本体工事の施行に伴う市道の付替工事については、同条第４号の市町村道に関する事業であり、それぞれ法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴い遮断される砂防設備の機能を維持するための工事は法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本路線は、道路法第７条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である岡山県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本件事業は、全体計画区間を対象として道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第３種第２級の規格による２車線道路としてバイパス方式により整備するものである。

本路線の終点部に位置する浅口市寄島町地区は、岡山県の西南部の瀬戸内海に面しており、瀬戸内沿岸の東西軸である主要地方道倉敷長浜笠岡線と南北軸である本路線が交差する、瀬戸内沿岸地域の交通結節点として重要な地区である。

また、本路線は、大規模地震が発生した場合に避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を行うため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として岡山県が策定した「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、第２次緊急輸送道路に指定されており、第１次緊急輸送道路である一般国道２号と市町村役場や救急物資の備蓄・集積拠点等を結ぶ役割を担っている。

さらに、浅口市が市町村合併後に策定した「浅口市総合計画」（平成19年３月）においても、本路線は生活交流拠点と広域交流拠点を結ぶ生活連携軸として、また、浅口市の一体性の確保や市民生活の利便性の向上を図り、社会・経済の諸活動を支える道路ネットワークの一部として位置づけられている。